



とらもう法人

題字 江 森 光 龍 先生



板倉町イルミネーション【板倉支部】

板倉町では、新たな町の魅力を発信し地域の活性化につなげる一環として、冬の役場庁舎周辺を明るく照らすイルミネーション事業を実施しています。例年初日の点灯式ではキッチンカー等による飲食物の販売もあり、来場者の皆様にご好評いただいています。

昨年は町政70周年事業として中央公民館で開催された「クリスマス&ジャズコンサート」内で点灯式が行われ、町のイメージキャラクター「いたくらん」も登場し、多くの来場者でにぎわいました。

今年は、12月12日(土)に点灯式が行われる予定です。皆様のご来場を心よりお待ちしております。

目 次

税制改正に関する提言	2~8	随筆リレー	15
税務署コーナー	9~10	「デジタル化の風を味方に」	
税務署職員紹介	11	県税務功労者表彰受賞	15
群馬県からのお知らせ	12	法人会・部会・支部の活動	16~17
税理士コーナー	13		
企業紹介	14		
「海老屋フラワー」(板倉支部)			

とらもう法人 第161号

令和8年11月1日発行
(年4回 8月、11月は1日発行)
4月、1月は15日発行)

発行所 一般社団法人 東毛法人会

〒374-8640 館林市大手町10-1

館林商工会議所会館内

Tel. 0276-73-6811

Fax. 0276-73-6839

e-mail: tomo.hjk@alto.ocn.ne.jp

発行責任者 森 戸 利 一

印刷 オーラ印刷有限会社

定価120円(年会費に含む)

社内で回覧しましょう

令和 9 年度 税制改正に関する提言 (要約)

令和 9 年度税制改正スローガン

- 社会保障に充てる消費税の減税には慎重な対応が必要
中小企業への影響を軽減する万全の措置を！
- 本格的な給付付き税額控除の早期導入に向け、
社会保障国民会議は制度設計の具体化を急げ！
- 事業主の過度な社会保険料負担を抑制し、着実な賃上げを促す税制改正措置を！
- 本格的な事業承継税制を創設し、地域経済の担い手の中小企業を引き継げ！

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

高市早苗首相は今年2月の衆院選後、物価高対策として中低所得者の負担を減らすため、与野党の国会議員が参加する「社会保障国民会議」を設置した。そこでは「給付付き税額控除」の制度設計を含めた税と社会保障の一体改革を議論し、給付付き税額控除を導入するまでの負担軽減策として、飲食料品について、2年に限って消費税をゼロ税率とする自民党公約に関する検討を委ねた。

この社会保障国民会議は中間取りまとめで、所得に連動した給付措置の導入で合意したが、消費税減税を巡っては与野党の意見が分かれて集約できなかった。

これを受けて高市首相は、2027年4月から飲食料品の消費税率を2年間限定で1%に引き下げ、27年秋と28年秋に1%分の消費税収に相当する給付金を中低所得者に支給することを決めた。

しかし、社会保障財源に充てることが定められている消費税の減税を巡っては、物価高対策としての効果が不透明とされている。実施までに時間がかかり、店頭価格が減税相当分だけ下がる保証もないからである。外食産業や農家に打撃を与える恐れも危惧されており、激変緩和措置を講じる方針が示された。さらに減税に伴って地方税収にも不足が生じるなどの様々な影響を考慮すれば、物価高対策としては中低所得者に一定の給付措置を早期に講じる方が有効であろう。

また、飲食料品の消費税率を1%に引き下げた場合、減収分と給付金を合わせた財源が明確に示されていない懸念も解決されていない。高市首相は「私の責任で2年後には税率を元に戻す」と強調するが、それが困難な場合には所得連動給付の導入などでさらなる追加支出も想定される。このため、きちんと2年で減税を終えるように努めるべきである。

さらに事業者は消費税減税を実施する2年間のためにレジシステムの変更や社員教育等を強いられるなど、費用や人手の面を含めて負担が大きい。法人会がかねて政府・与党に対し、消費税減税には慎重な対応を求めてきたが、中小・零細企業に配慮した万全の措置を講じるように強く訴える。

1. 財政健全化に向けて

新型コロナウイルス禍で政府は緊急的な財政出動を拡大した結果、国と地方を合わせた長期債務残高は1,300兆円を超える水準に達した。これは国内総生産（GDP）の1.9倍に上り、先進国の中でも突出して悪い水準である。

財政健全化は国家的な課題であり、財政の持続可能性を高めるために本格的な歳出・歳入の一体的な改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、歳出についても聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には莫大な財政需要が発生することが予想される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするためにも財政健全化は欠かせない取り組みである。

(1) 政府は「経済財政運営と改革の基本方針」

(骨太の方針2026)で財政健全化という言葉を使わず、積極的な財政政策を打ち出した。財政健全化目標についてはこれまでの「プライマリーバランス（PB）の黒字化」に代え、国・地方の総債務残高を国内総生産（GDP）比で安定的に引き下げの方針に改めた。PB黒字化は「債務残高対GDP比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理する」とした。官民で370兆円超の投資を目指す成長戦略を実現するため、予算編成に関する各省庁

の概算要求基準も見直した。こうした見直しが無駄な予算の膨張につながらないように歳出全体を厳しく監視することが必要である。

- (2) 長期金利の上昇が続けば、将来的にはインフレによる税収増よりも国債の利払い費の方が増えることが想定される。26年度の利払い費は約13兆円が見込まれているが、財務省の試算では27年度以降、金利が1%上昇した場合、利払い費は35年度に45.2兆円にまで増える恐れがあるという。インフレ傾向が強まる中で今後、金利の上昇で国債の利払い費増は必至だが、国債の信認が揺らげば、さらなる金利の高騰を招いて経済成長を阻害することも考えられる。政府と日銀は健全な関係を構築し、金融市場の動揺を招かない細心の財政・金融政策を求める。
- (3) 防衛力の抜本強化に関しては、2027年度までの5年間で防衛費を総額43兆円まで増やす方針を決めている。ただ、追加支出の大半は防衛増税に加えて、歳出改革や決算剰余金の活用で捻出するとしており、財源としての安定性を欠いている。さらに自民党は安全保障関連3文書の見直しで、具体的な数値目標は示さなかったものの、防衛費の一段の増加が必要との提言をまとめた。日本を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しており、着実な防衛力整備に向けて自然増収に依存しない安定財源の確保が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

団塊の世代がすべて後期高齢者となり、高齢者人口がピークを迎える2040年には社会保障給付費が190兆円（令和8年度＝約144兆円）に達する見込みである。政府は我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革により、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。そうした社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を求めるとともに、「給付」についても効率化するなど、負担と給付の両面にわたる取り組みが欠かせない。

社会保険料を巡っては、現役世代の負担が相対的に重いとされており、世代間の負担の公平を確保しなければならない。「骨太の方針2026」は社会保険料について、「現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指す」と明記した。政府はこの目標の実現に向けて具体的な行程表を作成する方針を示しており、実効的な社会保障改革につなげる必要がある。中小企業に着実な賃上げを促すためにも、事業主の社会保険料負担も同時に軽減すべきである。

- (1) 「こども・子育て政策」の財源として、令和8年度より、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」が始まったが、こうした支

援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。少子化対策は本来、消費税で対応すべきであり、その対策は現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、社会保障国民会議は、飲食料品に対する消費税率、給付付き税額控除のあり方について議論しているが、社会保障のあり方についても同時に幅広く議論し、社会保険料の引き下げ策を検討しなければならない。

- (2) 物価高騰の中で物価上昇を上回る賃上げが求められるなど、中小企業は厳しい経営を強いられている。さらに社会保険の適用が拡大し、本年10月には賃金要件（月8.8万円以上）が撤廃され、企業規模要件も2035年までに段階的に撤廃されることとなっている。企業の年収の壁への対応策として「支援強化パッケージ」が講じられているが、一時的な措置にとどまっている。中小企業の雇用実態を考慮した、安定的な制度の構築が必要である。
- (3) 公的年金については5年に一度の年金財政の検証を踏まえ、基礎年金を底上げするため、厚生年金の積立金をその財源に活用することが課題となっている。抜本的な年金制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。特に中小企業における事業主の社会保険料負担は、賃上げに伴い年々増加している。事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含めて税と社会保障を一体的に議論すべきである。
- (4) 医療は成長産業と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進めることが重要である。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の普及に向けて安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などのさらなる拡充も欠かせない。
- (5) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者との間でメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については今後、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

3. 行政改革の徹底等

政権与党である自民党と日本維新の会は、与野党で衆議院の選挙制度改革を協議した上で、1年以内に結論が得られない場合には比例代表を45議席削減する法案を先の特別国会に提出したが、審議は先送りとなった。民意を反映する国会の議員定数削減は与野党による慎重な協議が欠かせないものの、人口の減少や過疎化など様々な国内情勢の変化も踏まえ、国民が期待する国会改革の着実な実行が求められる。

骨太の方針2026では「危機管理投資・成長投資」に向けた政府の基金に対し、一度に計上できる予算を原則3年分に限るとした投資ルールを適用しない方針を打ち出した。複数年度にわたる事業運営を可能にするために基金が創設されたが、このルールは政府の行政改革推進会議が23年12月に基金の非効率な事業や組織体制を排除するために決めたものだった。それがわずか2年半で大きな例外規定を設けることになった。こうした政府の基金に充てられる予算の使途や事業運営には監視の目が行き届かず、政策効果の検証も疎かになりがちだった反省を十分に踏まえ、適正な基金運用に努めることを求める。

また、会計検査院によると成長戦略の一環で設立された官民ファンドのうち、6割が赤字だったことが判明している。官民が協調してリスクマネーを供給するとしながら、実際の資金拠出は政府の財政投融资が主体となっている事例が多い。事業リスクの管理を徹底するだけでなく、政策目的と収益性のバランスを精査しながら公的な組織としてガバナンスの確保も重要である。そして事業運営で赤字が継続したり、一定の役割を終えたりした官民ファンドは清算・廃止するなど、明確な出口戦略を構築しておくことも欠かせない。

国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず隄より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革に取り組まなければならない。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。

(3) 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。

(4) 官業に対してPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

4. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、行政のデジタル化や効率化を推進するために欠かせないインフラである。マイナンバーカードの保有率は84.3%（令和8年8月時点）まで高まったが、健康保険証と一体となったマイナ保険証の利用率は69.7%（令和8年6月時点）にとどまっている。政府は引き続き、国民に対してマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコスト削減に資する等、その具体的な効用を広く明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。

マイナンバーカードの利便性を高めるためには、各種行政サービスの手続きをワンストップ化することが重要である。国税電子申告「e-Tax」や地方税電子申告「eLTAX」を利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きを簡略化すれば、マイナンバーカードのさらなる普及や利用拡大につながる。

ただ、マイナンバーカードと電子証明書にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要があるが、こうした煩雑な手続きの周知は不足している。高齢者を含めた国民の幅広い利用を促進するためにも周知の徹底を図りながら、手続きの簡略化も進めなければならない。

官・民を含めた個人情報への漏洩、第三者による悪用を防ぎ、プライバシー保護等の徹底を図り、マイナンバー制度の適切な運用が担保される措置を着実に講じることで、利用者の不安払拭に努める必要がある。

与野党の国会議員で構成する社会保障国民会議は、給付付き税額控除の制度設計を議論しており、まずは現金給付を先行導入する方向が示されている。公金受取口座の登録率は約61%（令和8年7月）となっているが、円滑な現金給付を実施するためにも政府は、マイナンバーカードの取得と公金受取口座の登録を引き続き促す必要がある。

社会保障と税、災害対策となっていた利用範囲はマイナンバー法等の改正によって一部拡大されたが、これをどこまで広げるかは今後の課題である。世帯所得を正確に把握できるようになれば、真に支援が必要な世帯に限定して現金を給付する措置を講じることも可能となる。その際、正確な所得を把握するためにマイナンバーと全金融機関の紐付けについても検討する必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①少子高齢化や人口減少社会の急進展②デジタル化や働き方の多様化③グローバル競争とそれがもたらす所得格差の拡大など、経済・社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点を踏まえ、経済の持続的成長と雇用の確保に向けて税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

日本経済はデフレからインフレの転換点を迎え、緩やかな改善傾向を示しているが、地域経済を支える中小企業は業績の回復が遅れている。そうした中でも着実な賃上げを迫られており、円安進行による輸入原料の値上がりや全国的な人手不足も加わり、なお厳しい経営環境に置かれている。今年の春闘で中小企業の賃上げ率は4%台と高かったものの、大手企業との差は開いている。イランなど中東情勢の緊迫化を背景にして石油関連資材は大幅な値上げが続いており、物価高の中で価格上昇に価格転嫁は追いついていない。中小企業庁による今年3月時点の調査によると、中小企業が原材料費や人件費などのコストを価格転嫁できている割合は54%余りとどまっており、原材料費に比べて人件費の転嫁が進んでいない実態が明らかになっている。「全く転嫁できていない」とする割合も16%あり、中小企業が賃上げ原資を確保するためには適正な価格転嫁が欠かせない。

今年1月には旧下請法を全面改正した「中小受託取引適正化法（取適法）」が施行された。発注側が受注側と協議せず、一方的に取引価格などを決める行為のほか、金型の長期無償保管など不当な経済上の利益の提供要請なども禁じられた。公正取引委員会は25年度に旧下請法違反で再発防止などを求める勧告を39件出した。これは前年度から18件増えて倍増しており、買いたたきなどの「下請けいじめ」の取り締まりが厳格化された影響が出ている。勧告と指導を合わせた件数も約8,300件に達し、最近では著名な大手企業やその子会社が摘発される事例が目立っている。公取委は取適法の施行に伴い、同法を主に所管する新たな局を創設する検討も進めており、中小企業庁など関係当局と連携し、大手企業などの取引状況を引き続き厳しく監視する必要がある。

中小企業は地域雇用の受け皿としてだけでなく、我が国のサプライチェーン（部品の供給網）の担い手としても欠かせない存在である。そうした企業が優秀な人材を確保して事業を安定的に継続するためには、本格的な事業承継税制の創設に加え、企業自身がデジタル化を推進し、生産性の向上に努めることも重要である。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

世界的に石油価格が上昇する中で、石油関連製品の値上がりも続いており、中小企業は厳しい経営を強いられている。そうした中小企業の活性化を促し、地域の中で存在感を発揮してもらうことは、地域経済の活力を取り戻すことにもつながる。地方創生の観点からも政府と地元自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

（1）法人税率について

中東情勢の先行きは不透明であり、日本経済にも影響がではじめている。また、令和8年度から防衛特別法人税が導入されている。近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、厳しい経済情勢などに鑑み、慎重に検討することを求める。

（2）法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%（本則19%）を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ1,600万円程度に引き上げるように求める。

なお、軽減税率の特例は、リーマン・ショックの際の経済対策として時限的に設けられた措置ではあるが、中小企業は依然として賃上げや物価高への対応に苦慮していることから、上記見直しが直ちに困難な場合は、令和9年3月末日となっている適用期限を延長すること。

（3）中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新や研究開発など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化するように求める。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。それが直ちに困難な場合は、令和9年3月末日となっている適用期限を延長すること。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、令和8年度税制改正において、取得価額要件が40万円未満に引き上げられたが、これを50万円未満まで引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃して全額を損金算入とすること。また、従業員基準が段階的に縮小（1,000人以下→500人以下→400人以下）されていることから、見直すことを求める。

③ スタートアップは経済活性化の担い手として位置づけられており、既存の中小企業との提携は事業成長にもつながることとなる。スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。

（4）中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、中小企業等の設備投資を支援する措置については適

用要件を緩和するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った設備導入では、計画認定手続きを弾力的に対処するなど、使い勝手の向上を図ること。

なお、「中小企業経営強化税制」「中小企業防災・減災投資促進税制」「先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例措置」は、令和9年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長するように求める。

(5) 償却資産に対する課税の見直し

固定資産税における償却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含めて抜本的に見直すことを求める。

(6) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和

中小企業向け賃上げ促進税制について、経営環境が厳しい中小企業の持続的な賃上げを支援する観点から、適用要件の緩和や制度の拡充を図るとともに、令和9年3月末日となっている適用期限の延長を求める。

(7) 中小企業の事務負担軽減

インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化対応に加え、近年の所得税の改正により、源泉徴収事務や年末調整事務が毎年見直されるなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靱ではない中小企業にとって重い負担となっていることを政府は認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進につながるような税・財政上の支援を求める。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の受け皿などとして大きく貢献している。中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができなければ、そうした企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

欧州主要国の事業承継税制は、一定の要件を満たすことを条件に事業用資産の評価減を認めるという制度となっている。我が国の事業承継税制は、納税を猶予（先延ばし）するだけの限定的な措置にとどまっており、本格的な事業承継税制が必要である。中小企業を安定的に存続させて地域の雇用を守るために

も、特に事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が不当に増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。国税庁では、会計検査院の所見を受け取引相場のない株式の評価制度のあり方について検討を行っているところであるが、評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮し、事業承継税制と一体で検討する必要がある。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

令和8年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が延長（令和9年9月末日）されたが、特例制度の適用期限（令和9年12月末日）は延長されておらず、その延長を求める。また、特例承継計画を提出しているものの、まだ事業承継を行っていないと思われる企業が多くあり、政府は制度の検証を行う必要がある。

なお、特例制度の適用期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、上記(1)の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、一般措置の適用要件（対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等）を特例制度並みに大幅に緩和するとともに、手続き面の簡素化を図ること。

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コスト及び税収確保などの観点から問題が多い。このため、法人会としてはかねてより単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」で対応するのが適当であると指摘してきた。

インボイス制度についても、事業者の事務負担が増加したり、免税事業者が取引から排除されたりするなどの理由によって休廃業に追い込まれることのないよう、弾力的に対応することを求めてきた。

社会保障国民会議では、中低所得者の生活を支援する「給付付き税額控除」の導入に向けた議論が行われているが、制度設計にあたっては軽減税率やインボイス制度のあり方についても深掘りした議論が求められる。

(1) インボイス制度が導入されたが、国は引き

続き、事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が不可欠である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。

- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ. 地方のあり方

総務省が発表した令和7年国勢調査（速報値）では、日本の総人口は1億2,305万人となり、5年前より309万7千人減少した。東京への一極集中に歯止めがかかっておらず、これまで増加が続いていた神奈川・千葉・埼玉の3県も減少に転じた。地方の活性化を促すには、こうした東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ、真の活性化にはつながらない。また、東京都と地方の税収格差も拡大しており、地方に対する税財源の配分のあり方については実態を検証した上で、あるべき姿を慎重に検討する必要がある。

高市早苗政権は、地域の特性に応じた地域産業クラスター（集積）などを育成する「地域未来戦略」を策定した。日本成長戦略とも連動し、各地の地場産業の底上げやインフラ整備につなげる計画である。これまでの地方創生計画とも連携させて本社機能の地方移転や地元の特性に根差した技術発展など、実効性のある改革を進める必要がある。そうした活動の中核を担うのがまさに地域の中小企業であり、それら企業の円滑な事業承継は重要であると認識しなければならない。

地方制度調査会では、人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、地域の特性に応じて持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国や都道府県、市町村間の役割分担などについて検討を開始した。国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図っていかなければならない。

- (1) 地方の活性化において地方の大学が果たす役割は大きく、地域の人口集積や産業発展などに貢献している。とくに地域の中小企業にとって、地元の大学との産業連携は新たな技術の開発に加え、優秀な人材を獲得する有力な手段でもある。少子化を背景に大学の整理・統合が検討されているが、地方のものづくりを支える観点からも人材育成の拠点とし

て地方大学を位置付け直す必要がある。

- (2) 地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。人口減少で行政サービスの維持が難しくなっており、災害対応を含めて周辺自治体との連携が不可欠になっている。また、基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する対策が求められる。
- (3) ふるさと納税は不断の見直しが欠かせない。住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体への納税は地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下（29年度に4割以下）とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるように事務手数料のあり方等を含め、制度設計を見直す必要がある。

Ⅳ. 自然災害への対応

東日本大震災の復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに実効性のある措置を講じるよう求める。

最近の令和8年熊本地震や能登半島地震では最大震度7を記録しており、大規模な地震や台風、ゲリラ豪雨などの自然災害が相次いで発生している。これまでの大地震などの経験を踏まえながら、被災者に寄り添った適切な生活支援に加え、きめ細かな「なりわい支援」を展開するように求める。また、特定非常災害以外の自然災害においても5年間は損失額を繰り越すことが出来るようにするため、雑損控除と切り離した新たな控除制度を創設し、被災地の着実な復旧・復興に向けて取り組まなければならない。

日本は災害立国であり、近い将来、南海トラフ地震や首都直下地震が高い確率で発生することも想定されている。そうした災害で中小企業が長期にわたり事業中断を余儀なくされたり、廃業に追い込まれたりすれば、地域経済だけでなく、サプライチェーンの機能不全を招くなど、我が国の経済にも深刻な打撃を及ぼしかねない。政府と自治体は自然災害等の緊急事態に備え、企業のBCP（事業継続計画）の策定をさらに促すため、税財政を通じた支援を強化する必要がある。

Ⅴ. その他

1. 申告納税手続きの合理化

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負

担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税や市町村民税、法人事業税の申告納税手続きは、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

また、国税電子申告（e-Tax）と地方税の電子申告（eLTAX）の利用件数は年々拡大してきているが、制度の一層の利便性向上と、システムの連携または一体化すること等により、さらなる促進を図ること。

2. 環境問題への対応

政府は2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指しており、その中間に位置する2030年に温室効果ガスの排出量を「46%削減（13年度比）する」との目標を国際公約として掲げている。

令和5年5月にGX推進法が成立し、「GX経済移行債」を発行して脱炭素に向けた民間投資を進めるとともに、その償還財源として二酸化炭素の排出量に応じて企業に負担を求める「カーボンプライシング」が導入された。今年4月には大手企業を対象にして、二酸化炭素の排出量の過不足を売買する「排出量取引制度」も導入された。

地球温暖化対策は先進国や途上国を含めて重要な

課題であるが、その費用負担も冷静に見極める必要がある。特にエネルギー転換には多額の設備投資が必要となり、中小企業にとって負担は重い。政府はカーボンプライシングの政策効果や、家庭や企業におけるエネルギー価格の負担のあり方等について今後、継続的に検証する必要がある。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その使途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割について、必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

関東信越税理士会館林支部所属・税理士

小林 靖子	0276-73-1177	館林市	松田 吉巨	0276-88-8072	邑楽町	久保田 淳	070-2636-6591	太田市
小堀 直人	"	"	松平 和正	"	"	久保田 信男	0276-48-5220	"
小堀 光康	"	"	川口 剛	"	太田市	栗田 誠	"	"
始澤 毅	"	"	木村 敦彦	"	"	栗林 紀昌	"	"
始澤 規夫	"	"	木村 時久	"	"	栗林 盛男	"	"

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

電子申告で効率UP!

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略

還付がスピーディー

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

法人会

イータックス

検索

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。



税 務 署 コ ー ナ ー

国税庁からのお知らせ はじめませんか、 税務のデジタルシフト ～ALL e-Taxでスマートに～

ALL e-Taxのご案内

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax送信（ALL e-Tax）を推進しています。

ご利用のメリット

業務の効率化



ペーパーレス化



コスト削減



法人税の電子申告のQ&A

1

Q：添付書類を含めたe-Tax送信（ALL e-Tax）の利用率は？

A：e-Taxで申告した法人のうち、4社に3社を超える法人が、ALL e-Taxです。

2

Q：e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は？

A：法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

財務諸表：XBRL形式・CSV形式 勘定科目内訳明細書：XML形式・CSV形式

※ PDF形式による提出が認められている書類は、リリース前別表（国税庁が提供するe-Taxソフトが対応していない別表）や第三者作成書類に限定されています。

3

Q：ALL e-Taxについて、もっと知りたい

A：e-Tax HP内のALL e-Taxの案内ページをご確認ください。

e-Tax HP
「ALL e-Taxについて」



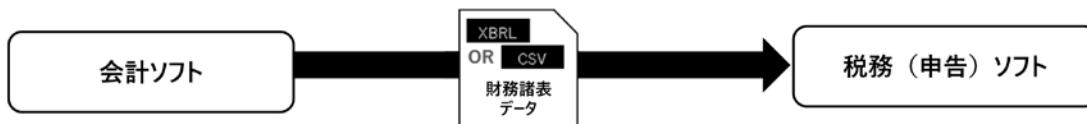
Check



財務諸表データの作成方法

「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応

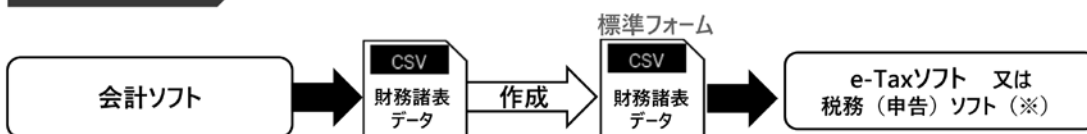
パターン① ソフト間に互換性がある



税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

パターン② ソフト間に互換性がない



標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。
作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

Check

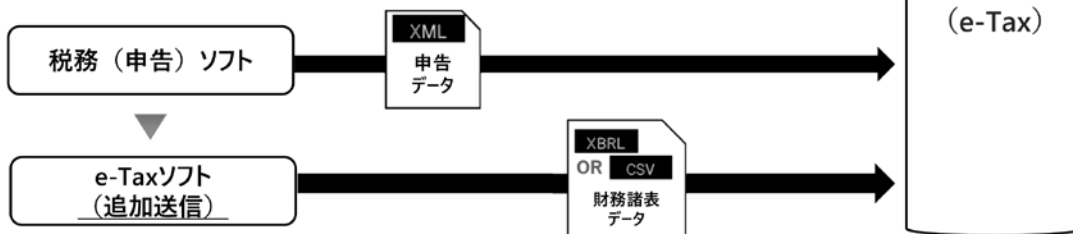


財務諸表データのe-Tax送信方法

パターン① 申告データと同時送信



パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信



※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

財務諸表データの送信



税 務 署 職 員 紹 介

①出身地 ②前任 ③趣味・特技 ④一言コメント

副 署 長



大 金 寿 充 (オオガネ トシミツ) 氏

- ①千葉県市原市
- ②東京国税局調査第三部 統括国税調査官
- ③ジョギング、スポーツ観戦
- ④館林は初めてで、群馬県は2度目の勤務になります。

当署におきましては、令和8年7月より内部事務のセンター化により北浦和業務センターに申告書等の提出先が変更しております。今後とも納税者の利便性の向上に向けて「税務行政のDX」に取り組んでまいりますのでe-Tax申告、キャッシュレス納付、納税証明書のオンライン取得などの利用推進につきまして、引き続き貴会のお力添えをいただきたいと存じます。

法人課税第一部門 国税調査官



植 木 昇 (ウエキ ノボル) 氏

- ①栃木県足利市
- ②古河税務署 法人課税第一部門
- ③ギター、バイク、自転車
- ④館林は3度目の勤務になります。よろしくお願いします。

////インターネットセミナーをご活用ください■////



セミナーは受けたいけど忙しくて時間が取れない…
遠くまで出かけずに近くでセミナーを受けたい…受講
したいと思えるセミナーが開催していない…継続的に
研修ができるシステムが欲しい…このような会員の皆
様のニーズにお応えするため、東毛法人会のホーム
ページから様々なジャンルのセミナーが無料で受講で
きる専用サービスを提供しています。

お好みのセミナーをパソコンやスマホ、タブレット
から選んでいただき、クリックまたはタップするだけ。
「じっくり聴きたい、あの人の講演」、「ちょっと知り
たいあの言葉」、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。
是非、ご活用ください。

東毛法人会のホームページから無料で700タイトル以上のセミナーが視聴できます。

<http://www.gunma-hojinkai.jp/tomo/>

東毛法人会

検索

専用IDとパスワードを入れてログインしてください！！

ID・パスワードは

会員 ID : hj0817 パスワード : 6811



群馬県からのお知らせ

自動車税の納税は 口座振替を ご利用ください

納期限をうっかり忘れていても、自動的に納税できて安心です。

- ・納税の際、金融機関等へ足を運ぶ必要がありません。
- ・手続きは、
 - ①申込ハガキを郵送する。
申込ハガキは、行政県税事務所・市町村窓口・各金融機関窓口等にあります。
 - ②ネット口座振替受付サービスを利用する。
- ・一度申し込めば、毎年OK。自動車を買換えても振替は継続します。
- ・手数料も、必要ありません。ぜひご検討ください！

口座振替制度の詳細は…

群馬県 口座振替

検索



《申込期限》

令和9年度からご利用される場合は、**令和9年2月26日必着**となるよう
ポストへ投函してください。引落日は、納期限の**5月31日**になります。

STOP! 不正軽油

「不正軽油」は、脱税目的で作られる「偽物の軽油」です。

訪問、電話、FAX等で、不正軽油の売り込みを行う悪質な業者がいます。
著しく安い価格で軽油を販売しているなど、不審な業者にはご注意ください。

【不正軽油110番】 ☎ 027-231-2801
(前橋行政県税事務所 県税課 軽油引取税係)

なお、提供いただいた方の秘密は厳守します。

不正軽油
とは…



次のような情報がありましたら、迷わず「不正軽油110番」まで！

- ☐電話やFAXで軽油の売り込みがあったが、価格が不自然に安い。
- ☐潰れたスタンドにタンクローリーが出入りしている。・・・など

不正軽油
110番…

不正軽油について詳細は…

群馬県 不正軽油110番

検索





税 理 士 会 コーナー

関東信越税理士会館林支部副支部長 浅見 友恵



一般社団法人東毛法人会の皆様、日頃より大変お世話になっております。関東信越税理士会館林支部副支部長の浅見友恵と申します。

最近では、温暖化による気象変動により、身近なところで災害による被害が多く報道されています。熊本の地震、千葉、石川・富山に引き続き福井の大雨等、被災された方々には心からお見舞い申し上げます。

さて今回は、このような災害があった場合の税務上の取り扱いについてご紹介します。

【申告などの期限の延長・納税の猶予】

災害等の理由により申告・納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限を延長したり、納税を一定期間猶予する制度があります。所得税の軽減免除は、最終的には翌年の確定申告で精算されますが、予定納税や源泉徴収の段階でも、その減額又は徴収猶予を受けることができます。

【所得税】

地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」による雑損控除の方法、②「災害減免法」による所得税の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

また、住宅ローン等で住宅用家屋の取得等をした場合には、一定の要件を満たすことにより、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができますが、災害により住宅用家屋が被害を受けた場合には、適

用期間の特例や重複適用の特例、住宅取得の際の贈与税に関する特例措置を受けることができます。

【法人税】

災害により生じた損失の額は、その損失が生じた日の属する事業年度の損金の額に算入されます。また、確定申告や中間申告を行うことで、過去に納めた法人税や源泉徴収された所得税等が還付される場合があります。

【消費税】

災害等が生じたことにより被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、又は受けることの必要がなくなった場合には、承認申請書（提出期限：災害等のやむを得ない理由がやんだ日から2月以内）を税務署長に提出し、承認を受けることにより、当該災害等の生じた日の属する課税期間から、簡易課税制度の適用を受けること、又はやめることができます。

それぞれの特例措置を受ける場合には、要件や手続きが必要になりますので、詳しい内容につきましては、お近くの税理士へご相談いただければと思います。

※国税庁ホームページより引用

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。秘密を守ります。

● 関東信越税理士会館林支部

シリーズ

企 業 紹 介

有限会社海老屋フラワー 板倉支部

生産農家から花屋へ。地域とともに歩んだ30年
有限会社海老屋フラワーは、生産農家としての歩みから始まりました。きゅうりのハウス栽培をはじめ、その後、トルコ桔梗の切り花、カーネーションの鉢花生産など、さまざまな花の生産に取り組んできました。そして約30年前、それまで培ってきた「花を育てる」経験を生かし、花屋へと事業を切り替えました。

現在は、季節の草花や野菜苗をはじめ、胡蝶蘭や花束などのお祝い用の花、多肉植物や観葉植物など幅広い商品を取り扱っています。コーヒーの木、マンゴー、バナナ、パイナップルなどの南国の植物やミラクルフルーツなど、ちょっと珍しい植物も数多く取り揃えています。

中でも子どもたちにも人気なのが、食虫植物「ネペンテス」。特に大きく育つ「ダイエリアーナ」は私のおすすめです。「こんな植物があるの?」という驚きや発見も、当店の楽しみの一つです。



また、近年力を入れているのが「青パパイヤ」です。自社農園では青パパイヤのオーナー制度に取り組んでいます。板倉町の農園に実際に足を運び、苗を植え、成長を楽しみ、収穫する。そんな体験を通して、町外からも多くの方に板倉町へ足を運んでももらいたいと考えています。

「青パパイヤを関東中へ!」を目標に、青パパイヤそのものを広めるだけでなく、青パパイヤをきっかけに板倉町を知ってもらい、訪れてもらうことにも挑戦しています。収穫した青パパイヤを活用し、「パパイヤ蕎麦」や「パパイヤ茶」などの商品づくりにも取り組んでいます。

植物の販売では、地元の育苗農家さんとも連携しています。苗の輸送距離を短くすることで、輸送時のCO2排出を少しでも減らすことにつなげたいと考えています。地域の農家さんとのつながりを大切にしながら、植物を通じて地域の農業にも関わっていきたいと思っています。

さらに、最近では新たに不動産業もスタートしました。不動産業はまだ始めたばかりですが、花屋とは違った形で地域の皆さまのお役に立てるよう、新しいことに挑戦しています。そのほか、クリーニング取次も行っています。

ショッピングセンターのように環境が整った、きれいで美しい花屋とは少し違うかもしれませんが、でも、地域の皆さまが気軽に立ち寄り、花を眺めながらおしゃべりをしたり、珍しい植物に出会ったりできる、そんな楽しい花屋でありたいと思っています。

これからも新しいことに挑戦しながら、地域の皆さまの暮らしを「少し楽しく、少し豊かに」できるお店であり続けたいと思っています。



企 業 名：有限会社海老屋フラワー
所 在 地：千葉県板倉町岩田2361-6
代表取締役：増田 弓子

T E L：0276-70-4070

F A X：0276-70-4031

設 立：平成12年7月17日

事 業 内 容：

- ・花・植物の販売
- ・クリーニング取次
- ・不動産事業
- ・青パパイヤ普及・推進

従 業 員 数：3人

随筆リレー

「デジタル化の風を味方に」

板倉支部 亀 田 和 美

この地域に根ざし、おかげさまで永く商売をさせていただいております。日々の営みの中で、この街ならではの温かさや、ここで事業が続けられることのありがたさを、私自身しみじみと感じる瞬間があります。お互いの顔が見える距離で商いができることは、私にとって大切にしたいことのひとつです。

ここ数年のビジネス環境の変化には、本当に目を見張るものがあります。特にデジタル化が進むスピードは凄まじく、かつては想像もしなかったような便利なツールやシステムが、あっという間に私たちの日常へ溶け込んできました。スマートフォンの画面一つで業務が完結したり、遠く離れた相手と一瞬で顔を合わせて会議ができたりと、まさに時代の大きな転換期を肌で感じています。

こうした変化の激しさを前に、私は「ついていくのが大変だな」と、少し身構えてしまうこともあります。

実際、いざ自社に取り入れようとしても、操作に戸惑ったり、思い通りに運用できなかったりと、なかなか上手くいかないことばかりです。しかし、デジタル化の本質とは、決して冷たい効率化だけを求めるものではないと考えて

います。近年、急速に身近になったAI（人工知能）の活用なども含め、煩雑な事務作業などをシステムに上手に任せることで、新しく貴重な時間を生み出してくれる、心強い味方になってくれます。

そうして生まれた時間を使い、これからも、お客様との対面を大事にしたいと考えています。ありきたりの言葉になってしまっていますが、どれほど技術が進化し、世の中のスピードが上がったとしても、私にとって、商いをする上でいちばん大切にしたい原点は変わりません。それは直接お会いしてお話を伺い、お客様との間に生まれる「信頼」や「心のつながり」です。一つひとつの誠実な仕事が誰かの笑顔になり、それが地域の元気を支えていく。その温かいやり取りの積み重ねこそが、私が守るべき大切な物だと思っています。

変化の多い現代だからこそ、私はデジタルという新しい風を自社に取り入れながら、商いの現場にある「人の温もり」をこれからも大切にしていきたいと思います。

今回は、邑楽支部の原隆裕さんにリレーいたします。

県税務功労者表彰受賞



齊藤純一 氏（千代田）

県税を通じて県政の進展に寄与した功績をたたえるため、令和8年度群馬県 税務功労者表彰式が、7月31日、群馬会館で行われ、東毛法人会から齊藤純一副会長が表彰されました。

誠におめでとうございます。

法人会・部会・支部の活動

理事会・初顔合わせ会を開催

9月4日(金) 太田ナウリゾートホテル(太田市)において理事会を開催し、谷田川会長、保科館林税務署長のあいさつをいただいた後、前期5か月の業務執行状況報告、今後の事業活動等について審議しました。理事会後の初顔合わせ会は、谷田川会長のあいさつ後、保科税務署長、大金副署長、神田統括国税調査官、定形総括上席国税調査官等が紹介され、法人会役員と和やかに交歓会が行われました。



(谷田川会長)



(諏訪委員長)



(坂井委員長)

研修委員会を開催

7月28日(火) 太田商工会議所(太田市)において、研修委員会(岡田秀一委員長)を開催いたしました。会議では、決算期別税務研修会など令和8年度研修事業の実施について協議しました。



(岡田委員長)

五団体懇談会を開催

9月17日(木) 太田グランドホテル(太田市)において、税務署・税理士会・金融機関・保険会社・法人会の五団体懇談会を開催しました。会員純増50社を目標とする「令和8年度会員増強実施計画」に基づき会員増強を推進するために、関係機関には、個別に資料を配付し加入奨励・退会防止活動への協力をお願いしました。



組織・厚生委員会合同会議を開催

8月6日(木) 太田グランドホテル(太田市)において、組織委員会(諏訪純一委員長)と厚生委員会(坂井勝委員長)との合同会議を開催いたしました。会議では、令和8年度会員増強運動実施計画、令和8年度福利厚生制度の推進について協議しました。

決算期別税務説明会・新設法人税務研修会

決算期を迎える会員企業を対象に、講師に館林税務署法人課税第一部門の植木国税調査官を迎え、9月8日(火) 9日(水)に決算期別税務説明会、10月14日(水)に新設法人税務研修会を開催しました。



部会の活動

女性部会 女性セミナー開催

女性部会（春山裕美部会長）では、7月22日（水）日本そば文化学院において、同院理事長の齋藤胡依さんを講師に「そば打ち体験」と題して女性セミナーを開催しました。参加した皆さんは、「水回し・こね・延し・たたむ・切る」といったそば打ちの基本を習いながら、そば打ちにチャレンジしました。

そば打ち終了後は、3種類のそばの食べくらべを行いながら、親睦を深めました。



女性部会 タオルを寄贈

9月10日（木）女性部会では、公益法人の社会貢献事業として、会員のみなさまが持ち寄ったタオルを館林市社会福祉協議会、太田市社会福祉協議会へ各100本寄贈しました。



（館林市社会福祉協議会）



（太田市社会福祉協議会）

青年部会 租税教室を開催

青年部会（神谷晋太郎部会長）では、9月15日（火）邑楽町立中野小学校6年生、10月2日（金）板倉町立板倉中学校3年生を対象に「租税教室」を開催し、児童・生徒たちと一緒に税の大切さを学びました。



（講師：大平副部会長）



青年部会 親睦ボウリング大会

青年部会（神谷晋太郎部会長）では8月24日（月）ドリームスタジアム太田（太田市）において親睦ボウリング大会を開催し、神谷部会長による開会あいさつ・始球式に続いて、熱戦のなか親睦を深めました。



（優勝 山田裕貴さん（大泉支部）と神谷部会長）

青年部会 支部部会長会議を開催

9月2日（水）おたふく食堂（千代田町）において支部部会長会議を開催しました。会議では、下期事業の日程等の調整について協議しました。

女性部会 支部部会長会議を開催

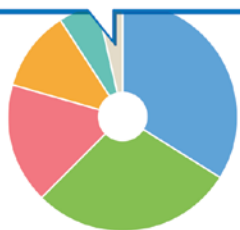
9月10日（木）ジョイハウス別館（館林市）において支部部会長会議を開催しました。会議では、下期事業の日程等の調整について協議しました。会議終了後、第10回税に関する絵はがきコンクール第1次審査会を開催しました。

中小企業調査 「大同生命サーベイ」

大同生命では景況感や企業経営の課題など
全国の中小企業の経営者の「生の声」を
毎月調査し、その結果を公開しています。

人材確保に向けた対策は？

事業承継の課題は？



「大同生命サーベイ」では、中小企業の景況感調査（地域別・業種別）に加え、「販路開拓の実態」「成長投資への取組み」「災害への備え」など、経営者のお役立ちとなる情報を毎月テーマ設定し、全国で調査しています。

スマホの場合、下記QRコードを読み取りますと中小企業調査「大同生命サーベイ」に接続いただけます。パソコンの場合は以下のアドレスより閲覧ください。



（アドレス）<https://www.daido-life.co.jp/knowledge/survey/>

- ◎サイトの閲覧は無料ですが、閲覧にかかる通信料金はかかります。
- ◎リンク先のサイトは予告なく削除、または変更することがあります。



大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F)
TEL 027-223-5260